

## 『川口市空き家等の適正管理に関する条例』運用状況

条例施行後の川口市の状況（平成26年9月11日現在）

- ・ 条例制定後、相談123件の空き家相談がありました。  
このうち適正管理されているものが24件、行政指導を行った結果、管理不十分のうち、管理不全18件、このうち4件が解決、14件が未解決
  - ・ 指導等が必要なもの81件のうち29件が解決、52件が未解決
- ① 条例に規定する指導状況については現在助言の段階
  - ② 行政代執行の強制手続きは現在考えてないが、検討中の国の空き家等対策の推進に関する特別措置法案には、倒壊等の著しく恐れのある保安上危険な状況を特定空き家等と定義し、行政代執行についてとなる規定が設けてあり、法案成立後には、基本姿勢が示された後に考えて行くことになる。

※備考：条例施行前の相談143件については83件が解決、60件が未解決

（川口市空き家等の適正管理に関する条例 施行：平成25年10月1日）

（内容）

空き家等が放置され管理不全な状態となることを防止する事により、生活環境の保全と防犯のまちづくりの推進に寄与することを目的に制定するものです。

### 主な内容

#### ●空き家等の所有者の責務

～空き家等の所有者は空き家等が管理不全な状態にならないよう、常に適正な管理をしなければならないとする責務を規定するもの。

#### ●空き家等の情報提供

～市民は、管理不全な状態である空き家等があると認める時は、市にその情報の提供するよう求めるもの

#### ●空き家等の調査

～市長は、空き家等が適切な管理が行われていないと認めるとき、又は情報の提供があった時は、空き家等の状態及び所有者の情報を職員に調査をさせることができるもの。

●適正な管理を求める助言、指導、韓国及び命令

～市長は、調査により管理不全な状態であると認めるときは、空き家等の所有者等に、助言又は指導を行うことができるものとするもの。また、助言又は指導を行ったことにもかかわらず、改善されないときには、必要な措置を講ずるよう勧告することができ、勧告に応じないときは、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができるものとするもの。

●命令に従わない所有者の公表

～市長は、適正な理由なく命令に従わない時は、住所・氏名・空き家等の所在地等を公表することができるものとするもの。

●警察その他の関係機関への協議要請

～市長は緊急を要する場合は、警察その他の関係機関に必要な協力を要請することができるものとするもの。